

令和5年度 小山町営学習塾運営業務委託 企画提案仕様書

1 件名

令和5年度 小山町営学習塾運営業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 業務目的

本業務は、人口減少対策の一環として、小山町の子育て・教育環境を充実させることで、子育て世帯の転入を呼び込み、転出を減少させることを目的とし、小山町内の小学4年生から中学3年生までを対象とした学校の授業の予習、復習を行う町営学習塾を開設し、放課後の学習習慣の確立及び基礎学力の向上の場を提供する。

4 業務内容

(1) 町営学習塾を設置する場所

町が別途指定する場所（小山町須走地区内、2部屋（1室25名規模）を想定）
上記の利用に係る諸経費（家賃・光熱水費等）は町の負担とする。

(2) 町営学習塾を開設する期間及び時間

開設期間：令和6年3月から令和7年3月末まで

開設日：平日のみを想定

開設時間：須走小学校・須走中学校の放課後の時間帯

開設日、開設時間については、最も効果的と考える方法を提案いただきたい（学校の長期休暇期間中の特別授業など）。

(3) 町営学習塾の授業時間

1人あたり60～90分程度を想定

最も効果的と考える時間を提案いただきたい。

(4) 対象生徒及び人数

小山町在住の小学4年生から中学3年生のうち希望者

開校にあたっては、小学生20名、中学生20名程度と想定

(5) 対象科目

英語、算数、数学を想定

開設時間や授業時間、対象生徒数などを勘案し、最も効果的と考える教科、他教科への拡張性（国語・理科・社会など）を提案いただきたい。

(6) 授業形態、講師、使用教材

最大限の効果が期待できる方法で行うこと。

なお、使用する教材はデジタル技術を活用するなど、デジタル社会の形成に寄与するとともに、対象地域や学年の拡大が容易であるものが好ましい。

(7) 受講料・教材費・保険料

ア 受講料 企画提案内容に基づき小山町と協議の上で定める額

イ 教材費・保険料 利用者負担

(8) 目標設定

業務の効果を測定するための目標値を設定し、どのように目標達成に向けて取り組むのか明らかにすること。

5 留意事項

- (1) 本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- (2) 事業実施のための個人情報の取扱いについては、小山町個人情報保護法施行条例（令和4年小山町条例第32号）を遵守しなければならない。
- (3) 小山町は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- (4) 本事業の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、小山町が承諾した場合はこの限りでない。

6 その他

本仕様書は事業の概要を示したものであり、詳細については、委託者と受託者による協議の上、必要な変更を加えて決定するものとする。

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは小山町と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。